

マドリッドハイライト(Madrid Highlights) (抄訳)

December 2012: No.04/2012

○加盟国情報

メキシコの議定書への加盟

メキシコが議定書に加盟し、2013年2月19日から発効します。加盟に際して同国は拒絶通報期間が18月になること、個別手数料を徴収すること、国際登録簿へのライセンスの記録は効力を生じないことを宣言しています。詳しくは[こちら](#) (Information Notice No.24/2012; No.25/2012) をご参照ください。

コロンビアの加盟情報

コロンビアでは国際登録簿へのライセンスの記録が効力を有しません。同国で有効なライセンスの記録をするためには、コロンビアの官庁の国内登録簿に記録する必要があります。コロンビアの官庁に直接手続をする必要があります、書式も当該国の制度に従うことになります。詳しくは[こちら](#) (Information Notice No.22/2012) をご参照ください。

シリアの協定からの脱退

シリアは協定から脱退し、2013年6月29日から脱退の効力が生じます。ただし、脱退は協定に関するものであり、議定書には引き続き加盟しております。詳しくは[こちら](#)をご参照ください。

個別手数料の設定、変更

○モデル様式

WIPO 国際事務局では各締約官庁向けにモデル様式をウェブサイトを通じて提供しています。このモデル様式は、共通規則の下で重要な要件を明示し、締約国官庁や国際事務局の業務の効率化、標準化を促しています。様式は[こちら](#)から入手することができます。

モデル様式5とモデル様式9が変更されています。モデル様式5はディスクレイマーに関する情報を掲載できるようになりました。モデル様式9は基礎終了による国際登録の取消し範囲をより包括的に記載できるようになりました。詳しくは[こちら](#) (Information Notice No.21/2012) をご参照ください。

○区分内の全ての商品及びサービスの指定

国際出願の指定商品の記載にあたり、ニース国際分類のクラスヘディングの表示をした上で、それが当該類のアルファベティカルリストに掲載された全ての商品及びサービスを含む意図である旨の表示をすることは、共通規則第9規則により是認されているものではありません。WIPO 国際事務局はそのような国際出願はその表示を無視して処理を行います。特定の類のアルファベティカルリストに表示された全ての商品及びサービスを指定したいと考える出願人は、それら全ての語を明示することが望ましいと考えられます。詳しくは[こちら](#) (Information Notice No.23/2012) をご参照ください。

○マドリッドシステムリーガルフォーラム

○マドリッド同盟ワーキンググループ

第 11 回のマドリッド同盟ワーキンググループは、スイスジュネーブの WIPO 本部において、2013 年 10 月 30 日から 11 月 1 日に開催予定です。

○オンラインサービス

顧客満足度調査

2012 年 12 月 3 日からオンラインサービスに関する顧客満足度調査を行っております。9 項目からなる簡単な調査です。対象サービスは Madrid Real-time Status(MRS)、Madrid Electronic Alert(MEA)、Madrid Portfolio Manager(MPM)です。調査にご協力いただける場合は [こちら](#) からご参加ください。

Madrid Portfolio Manager (MPM) の改善

2012 年 12 月 7 日から Madrid Portfolio Manager が新バージョンとなり、Applications と Notifications の項目が追加されました。これにより国際出願中の案件の処理や欠陥通報の確認、2012 年 12 月 1 日以降の関連する全ての通報の確認ができるようになりました。

○アウトリーチ活動

2013 年 5 月 4 日から 8 日にかけて、第 135 回 INTA 年次総会がアメリカのテキサス州ダラスで開催されます。マドリッドシステムのユーザー会合が 5 月 5 日（日）に予定されており、開催期間中は WIPO ブースにおいてマドリッド及びヘーグシステムの WIPO の専門家と面会することが可能です。

○マドリッド制度のポイント

議定書第 9 条の 6 の適用実例

議定書第 9 条の 6 は、協定と議定書の双方に加盟する国での適用関係を規定するものであり、かつては協定が原則として適用されていました。しかし現在では 2 点の例外を除いて議定書が原則として適用されます。その例外は拒絶通報期間と個別手数料です。

事例 1：ポルトガルから国際登録を所有。マダガスカル、オマーン、ベトナムに関して国際登録を更新しようと思うが、Fee Calculator を使用して料金計算するとオマーンには個別手数料を支払う必要があるがベトナムでは不要とある。ベトナムは個別手数料の宣言をしているはずだが正しいのか。

回答 1：正しいです。ポルトガルとベトナムは協定と議定書の双方に加盟していますので、原則として通常料金（付加手数料と追加手数料）がベトナムに関しては適用されます。これは議定書第 9 条の 6(1)(b)の規定に基づき協定が適用された結果です。他方オマーンは議定書のみ加盟していますので、同規定の適用はないため個別手数料が徴収されることとなります。

設問 2 : イギリスから国際登録を所有している。最近スイス（協定、議定書加盟）から 12 月の拒絶通報期間後に拒絶通報を受け取った。協定では拒絶通報期間が 12 月だったと記憶しているが、スイスは 18 月にする宣言をしている。どちらの期間が適用されるべきなのか。

回答 2 : 18 月です。仮にイギリスも双方に加盟していれば 12 月となりますが、イギリスは議定書にのみ加盟していますので、議定書第 9 条の 6(1)(b)の規定は適用されず、18 月の期間が適用されます。

設問 3 : スロバキアから国際登録を所有している。タジキスタンを事後指定しようと思っているが、同国は個別手数料の徴収を宣言している。通常料金と個別手数料のいずれを支払えばよいのか。

回答 3 : スロバキアとタジキスタンは議定書と協定の双方に加盟しています。したがって議定書第 9 条の 6(1)(b)の規定によって個別手数料の宣言は適用されず、通常料金が適用されます。

設問 4 : モルドバから国際登録を 6 月前から所有している。拒絶通報をいつまでに受け取る可能性があるのか知りたい。特にサンマリノ、スペインに関して知りたい。

回答 4 : 通常の拒絶通報期間は 12 月ですが、議定書では加盟国によっては 18 月に延長することができます。サンマリノは拒絶通報期間を 18 月にする宣言をしています。本件に関しては、モルドバ及びサンマリノは議定書と協定の双方に加盟しているため、議定書第 9 条の 6(1)(b)が適用され、サンマリノの拒絶通報期間は 12 月となります。スペインに関しては拒絶通報期間を延長する宣言をしていないため 12 月となります。

○関連情報

ニース国際分類第 10 版の 2013 年バージョンの発効

ニース国際分類の新しいバージョンが 2013 年 1 月 1 日から適用されます。詳しくは[こちら](#)をご参照ください。

WIPO の休業日 (2013 年)

WIPO 国際事務局は、土曜日、日曜日に加えて以下の日程を休業日とします。詳しくは[こちら](#) (Information Notice No.15/2012 REV) をご参照ください。

1 月 1 日、1 月 2 日、3 月 29 日、4 月 1 日、5 月 9 日、5 月 20 日、9 月 5 日、10 月 14 日、12 月 25 日、12 月 26 日